

令和8年  
(2026)  
12/25  
施行



こどもに接する現場で働く皆さまへ

# こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

**性犯罪前科の有無の確認**が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

**こどもに接する業務に就くことができなく**  
なります。

## こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

## 制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。  
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

### 義務対象



### 認定対象



### 対象事業

- ・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など



- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



### 対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など



- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



## 対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意  
性交等

不同意  
わいせつ

児童買春

児童ポルノ  
所持

痴漢

盗撮

未成年  
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

## 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

### 性犯罪前科の確認

#### アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



#### 戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



### こどもの安全確保

#### 研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



#### 日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、



性犯罪前科があると確認された場合



戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合

は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、  
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもまんなか  
こども家庭庁



2025年12月作成